

大阪市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 会議内容（概要）

日時・場所

令和2年5月22日（金）13：30～14：40 大阪市役所5階 特別会議室

出席者

市長、高橋副市長、朝川副市長、山本副市長、人事室長、政策企画室長、危機管理監、経済戦略局長、市民局長、財政局長、福祉局長、健康局長、こども青少年局長、消防局長、教育長、市会事務局長、都島区長、此花区長、東淀川区長、東成区長、生野区長

内容

・危機管理監

会議開始

昨日の大阪府新型コロナウイルス対策本部会議の内容と現在の市内の感染症発生状況について健康局長から報告願う。

・健康局長

第17回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議の内容について報告

・大阪モデルにおける警戒信号の状況

7日間連続で「緑」となっている。

・国の解除基準における府の現状

すべて「達成」となっている。

・大阪府における感染拡大防止に向けた取組み（概要）

これまで実施してきた緊急事態措置が原則解除となる。

・府主催（共催）イベントの延期・中止、府有施設の休館に関する考え方

府主催（共催）イベントは規模を縮小して実施し、府有施設はクラスターが発生した施設以外は順次再開していく。

・学校における教育活動の再開（令和2年5月25日（月）からの対応）

段階を分けて再開していく。

・児童生徒等又は教職員に感染者が確認された場合の対応

感染者が発生した当該学校を臨時休業とする。期間は保健所の助言、指示を踏まえて決定する。

感染症発生状況について報告

・陽性者数の状況

・検査件数の状況

陽性者数は減っているが、検査件数は減っていない。検査が少ないから、陽性者

が少ないといった訳ではない。

- ・ 相談件数

相談件数は若干減ってきている。

モニタリング指標に関する大阪市内の算定値について報告

- ・ 市のみの数値でも自粛要請等の基準は下回っている状況となっている。

- ・ 高橋副市長

第2波、第3波を考えると、検査体制は非常に重要だと考える。

検査体制を拡充していく際に、保健所の負担を経験するため、例えば、掛かりつけ医から直接、検査機関に検体を持っていくなどの検討は大阪府で議論されているのか。

- ・ 健康局長

大阪府で議論されている。

保健所を通さずに、医療機関で検査できる仕組み「地域外来検査センター」を作ること。これは検体を取り、検査もできるというもの。今後、増やしていくと聞いている。大阪府で実現に向け検討中。

- ・ 市長

現在、市総合医療センターや十三市民病院で重症者や中等症者の受け入れを行っている。

その中で、医療従事者に症状が発生した場合には、早急に検査を行い、早期に（感染の有無を）判断する必要があると考えるが、今現在、市総合医療センターや十三市民病院でPCR検査を行う準備は整っているのか。現在の状況は。

- ・ 健康局長

市総合医療センターは以前から設備は保有し検査も行っていた。

十三市民病院は職員の検査用に設備を5月中に購入したと聞いている。

- ・ 危機管理室

次の議題

今後の感染拡大に備えた対策について、まず、健康局長から今後の医療体制等を説明願う。

- ・ 健康局長

医療体制確保の取組について説明

- ・ 病床の確保

十三市民病院の新型コロナ重点医療機関化は、5/22 から7階病棟運用開始、6

月には５・６階病棟運用開始予定。

- ・医療資材の確保

概ね３か月から半年分が確保できている。民間病院への配付予定。

- ・医療従事者への支援

市の医療従事者には府の支援に加え、さらに市の支援が上乘せされることとなる。

- ・検査体制

ＰＣＲ検査機器の増設、検体採取キャパの拡充、ドライブスルー検査の設置を行っている。

大阪市保健所における専任体制について説明

- ・新型コロナウイルス感染症対策グループを設置するとともに、新型コロナ受診相談センターを専門人材派遣により運用している。

- ・市長

医療従事者への支援について、医療従事者のみではなく、現場で医療従事者を支えている事務や派遣、委託の事業者にも分け隔てなく支援を行っていくこと。

- ・危機管理監

次に、物資の確保について私から説明する。

- ・危機管理監

物資の確保について説明

- ・市病院機構で必要となる物資については、現存備蓄分は９０日以上を確保、３か月以内の納入予定分を含めて１８０日以上を備蓄目的とすることを基本方針とする。
- ・市民等からの寄付分について、医療用として可能な物資は、市病院機構で使用分を差し引いたものを市中の他の病院に配布する予定。その他（医療用に適さないもの）は、福祉局、こども青少年局、教育委員会事務局及び危機管理室で活用する。
- ・市病院機構の物資の状況だが、フェイスシールドの対応可能日数が１６日となっているが、フェイスシールドは消毒ができ、再利用が可能であるため支障はない状況。
- ・市中病院にも今後物資を配布する予定。
- ・災害時に備えた物品の保管を進めている。

港区の企業がフェイスシールドの試作品を作成し、危機管理室に寄付をいただいている。１,０００個寄付いただき、２５０個を区役所に配付し、７５０個を危機管理室で保管している。

このフェイスシールドの良いところは、保管するときはかさ張らない。災害用の備蓄としては非常に有効だと考えている。

他の所属でも必要があれば調整し対応していく。
こういったものも含めて、備蓄を進めていく。

- ・市長

フェイスシールドについて、学校での活用について検討すること。

- ・教育長

生徒児童は 17 万人いるので時間はかかると思うが、各局と協力し、実施に向けて検討していく。

- ・危機管理室

次の議題

健康局長からも報告があったが、昨日、府の本部会議により様々な制限の解除が決定されている。

制限解除に伴う取り扱いについて、学校等関連を教育長及びこども青少年局長から説明願う。

- ・教育長

6 月 1 日以降の小中学校の運営について説明

- ・学校の再開

文部科学省のマニュアルに基づき、6 月 1 日から再開する。

- ・再開後の具体的な内容

文科省から示された教室の配置図を参考にする。

午前の部と午後の部に分ける。

休み時間ごとに手洗いや換気の時間を確保する。

午前の部も午後の部も給食の時間を設定する。

6 月 15 日からは通常の授業を行う。

児童生徒等の居場所の確保の取組を行う。

- ・授業時数の確保

長期休業期間の短縮や土曜授業の実施を行う。

- ・こども青少年局長

緊急事態宣言解除後の保育施設への対応について説明

- ・これまでは保育の提供の縮小を行っていた。

- ・5 月 31 日までは現状を継続。

- ・6 月 1 日からは保育の提供の縮小は行わない。

- ・ただし、6 月 30 日までは家庭での保育の協力を依頼する。

- ・万が一、各施設で園児や職員の感染が発生すれば、状況に応じて一部休園または

全部休園などの措置をとり、対応していく。

・朝川副市長

学校の授業時数の確保について、仮に第2波、第3波を考慮しなければ、土曜授業はどれぐらい必要があるのか。

・教育長

現状は3回実施する予定の土曜授業を5回にすることを考えている。

大きな第2波、第3波ではなくとも、感染者等が発生すれば、学級休業等の措置をとることとしている。

これを踏まえると、今の体制（土曜授業が3日）では対応が難しいと考えている。

・危機管理監

次に、市有施設の供用開始とイベント等の開催及びキャンセル料について私から説明する。

・危機管理監

市有施設の供用再開について説明

- ・5月16日からイベント等を除く会議使用に限ったうえで各区区民センターは順次供用再開している。
- ・博物館等についても、5月16日以降順次供用再開している。
- ・その他施設についても、感染防止策等が整い次第、順次供用を再開していく。

イベント等の開催及びキャンセル料について説明

- ・感染防止のための条件を施設使用の条件とする。条件遵守できないものは施設の使用を許可しない。
- ・基準日以前に使用許可したものについては、感染防止のため条件を申請者に説明したうえで条件遵守できない場合はキャンセルを求める。この場合、キャンセル料等は免除する。
- ・基準日以降に使用を許可したもののキャンセル料は通常時の取り扱いとする。

・朝川副市長

区民センターの場合、利用日の2か月前までであれば、キャンセル料なしでキャンセルできることになっている。

例えば、11月1日に予約をいれているものは9月1日までのキャンセルならキャンセル料は発生しないが、この場合は通常時の取り扱い（2か月前まではキャンセル料はかからない）となるという理解でよいのか。

- ・危機管理監

8月を過ぎると通常の取り扱いとなる。(基準日以前に使用許可をしているものについては)7月末までは特別な扱いとなる。

- ・朝川副市長

(東淀川区長へ)区ごとの取り扱いに齟齬が生じないように、この件について各区で共有すること。

- ・東淀川区長

すでに区長会議の安環防部会で中央区長から説明があり、会議終了後に各区に通知することとなっている。

- ・危機管理監

キャンセル料の取り扱いについてはこの取り扱いとします。

- ・危機管理監

議題は以上

その他として、市民局長から報告願う。

- ・市民局長

各種証明書交付手数料の免除について説明

- ・新型コロナにより影響を受けている方々が、融資等の申請など、各種支援制度等の手続きを行う際に必要な証明書の交付手数料を免除する。
- ・対象証明書は、住民票の写し(除票の写しを含む)、広域交付住民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書、戸籍謄抄本、除籍謄抄本、課税(所得)証明書、納税証明書、固定資産評価(公課)証明書。
- ・請求方法は、郵送申請と窓口申請とし、コンビニ交付は除く。
- ・実施期間は令和2年5月25日から12月中の受付分までとする。

- ・危機管理監

朝川副市長から区長への指示をお願いします。

- ・朝川副市長

今後想定される新型コロナの第2波、第3波及びその市民生活・社会経済への影響を最小に抑えるためには、日々、市民と最も身近なところで業務を遂行している区長の役割は非常に大きい。主な役割は次のとおり。

- ・地域における課題の把握と対応策の実施

地域における感染防止にかかる課題を把握し、かつ組織内で共有できる仕組み、

体制の整備を区長マネジメントのもと実施すること。

- ・職員の意識付け

職員の危機意識の醸成を図ること。

- ・地域活動における感染防止

地域活動の態様ごとの感染防止ガイドライン（仮称）を策定すること。

ガイドライン（仮称）を地域住民と共有し、リスクを回避した地域活動を促進すること。

- ・災害時避難所における感染防止

避難所における感染防止ガイドライン（仮称）を策定すること。

ガイドライン（仮称）を地域住民と共有し、地域の特色を踏まえた個別災害時避難所における感染防止策を速やかに準備すること。

- ・区内の医療機関、福祉施設等との連携強化

区内の医療機関関係団体、福祉施設関係団体、大規模な医療機関・福祉施設などの課題を把握し、必要な策を速やかに実施すること。

- ・区内の学校園との連携強化

区内の学校園現場における課題を把握し、必要な策を速やかに実施すること。

- ・感染防止等に関する市民への啓発

「三つの密を避ける」「新しい生活様式」など基本的な感性対策や、各種給付金の特殊詐欺被害防止について、様々な広報ツール、広報機会を通じて区民へ継続的な啓発を実施すること。

- ・危機管理監

確認事項

対策本部について、緊急事態宣言が発出された段階で、任意の本部を新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく本部に移行し、運営を行ってきた。

緊急事態宣言が解除されれば、特措法に基づく本部は廃止することとなるが、まだまだ感染拡大の可能性もあり、特別定額給付金支給の事務や各種新型コロナ対策を進めていく必要がある。

よって、所属長全員を本部員とした本部体制を当分の間、継続していく。市長にも確認済み。

- ・人事室長

危機管理監から本部体制を当面維持するとの話があったが、これを受け、現在行っている各所属の応援体制（基本 25%、一部 50%）についても当面維持することとする。

これは、第 2 波に備えるという意味と、軽症者のホテル療養、健康局などへの応援、特別定額給付金支給の事務への応援、各区役所への応援職員の派遣など、所属を超えた全市的な応援体制を維持するために行うもの。

緊急事態宣言が解除されたことに伴い、今まで止めていた事業を再開していく状況も

発生してくると思うが、理解のうえ協力をお願いします。

・市長

今の勤務体系も当面の間、継続するということか。

・人事室長

そのとおり。

新型コロナの終息が図られた後も、この社会変化にあわせて、今の勤務体系をできるだけ維持していきたいと考えている。

・市長

これをきっかけに、現在の働き方で役所もやっていけるとも考える。恒久的なものにできるよう人事室で検討すること。

・人事室長

了解

・危機管理監

最後に市長から

・市長

昨日、大阪府が緊急事態宣言の区域から解除された。

しかしながら、ワクチンと確立された治療薬ができるまでは非常事態が続くことになる。

今回の第1波においては、市民の皆さんの協力と医療従事者の努力によって、医療体制の崩壊という最悪の事態は避けることができた。

しかし、現在の北海道の状況を見ていると、第2波の影響は大きい。第2波は第1波よりも大きいものになるという危機意識を持った対応が必要だと考える。

職員体制については、今の体制を維持しながら、第2波が来ても、市民の命と大阪の生活を守れるよう、各所属において所属長のマネジメントをお願いします。

特に区役所は、市民の身近な相談窓口として、市民対応が増えてくることとなるが、三密を避けながら、感染防止を抑えるため、各区役所で様々な対応をお願いします。